

施設入所サービス 利用料金表

1. 介護保険から受ける介護サービス費

在宅復帰・在宅療養支援等指標（巻末参照）による値

20～39・・・基本型 → 人員配置区分（基本型）

40～59・・・加算型 → 人員配置区分（基本型） + 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（I）

60～69・・・在宅強化型 → 人員配置区分（在宅強化型）

70～・・・超強化型 → 人員配置区分（在宅強化型） + 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（II）

（基本型）

（1）多床室

介護度	1割負担額 （自己負担額） 多床室 1日あたり	月額 （30日）
1	829円	24,861円
2	881円	26,428円
3	949円	28,466円
4	1,005円	30,128円
5	1,058円	31,727円

（2）従来型個室

介護度	1割負担額 （自己負担額） 従来型個室 1日あたり	月額 （30日）
1	750円	22,478円
2	798円	23,920円
3	866円	25,958円
4	923円	27,682円
5	974円	29,219円

※当施設において、多床室は4人部屋と2人部屋

（在宅強化型）

1) 多床室

介護度	1割負担額 （自己負担額） 多床室 1日あたり	月額 （30日）
1	911円	27,306円
2	990円	29,689円
3	1,060円	31,789円
4	1,121円	33,608円
5	1,176円	35,269円

（2）従来型個室

介護度	1割負担額 （自己負担額） 従来型個室 1日あたり	月額 （30日）
1	824円	24,704円
2	902円	27,055円
3	970円	29,093円
4	1,030円	30,880円
5	1,087円	32,604円

高額介護サービス費の利用者負担上限額について

区 分		利用者負担上限額(月額)
・生活保護受給者 ・利用者負担を1万5,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合		15,000円
住民税世帯非課税	・合計所得金額+課税年金収入額が年80万円以下の方 ・老齢福祉年金の受給者	15,000円
	・上記以外	24,600円
・市町村民税課税～課税所得380万円(年収約770万円)未満		44,400円
・課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収約1,160万円)未満		93,000円
・課税所得690万円(年収約1,160万円)以上		140,100円

2. その他の介護保険給付費用

● 初期加算(Ⅰ)…1日63円(入所した日から30日以内を限度とします。)[該当者]

当該入所者が過去3ヶ月入所したことがない場合に、入所された日から30日間に限り算定(ただし、日常生活自立度のランクⅢ・Ⅳ・Ⅴ又はMに該当する場合は過去1ヵ月 急性期医療を担う医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院し、入所した場合)

● 初期加算(Ⅱ)…1日32円(入所した日から30日以内を限度とします。)[該当者]

当該入所者が過去3ヶ月入所したことがない場合に、入所された日から30日間に限り算定(ただし、日常生活自立度のランクⅢ・Ⅳ・Ⅴ又はMに該当する場合は過去1ヵ月

● 夜勤職員配置加算…1日25円

夜勤勤務時間帯に職員を手厚く配置した場合に算定

● 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)…1日54円

在宅復帰・在宅療養支援等指標(巻末参照)が40以上であること。地域に貢献する活動を行っていること。人員配置区分が基本型を算定していること。

● 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)…1日54円

在宅復帰・在宅療養支援等指標(巻末参照)が70以上であること。地域に貢献する活動を行っていること。人員配置区分が基本型を算定していること。

● サービス提供体制強化加算(Ⅲ)…1日7円

看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上の場合に算定。

● 短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)…1日270円[該当者]

医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が入所された日から3ヶ月以内の期間に集中的にリハビリを行った場合に算定。

● 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)…1日251円[該当者]

認知症の方に入所された日から3か月以内に限り、週3日を限度として集中的に個別にリハビリを行い、かつ入所時及び1月に1回以上ADL評価を行いその情報を厚生労働省に提出し必要に応じて計画を見直した場合に算定。

● 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)…1日126円[該当者]

認知症の方に入所された日から3ヶ月以内に限り、週3日を限度として集中的に個別リハビリを行った場合に算定。

● 若年性認知症利用者受入加算…1日126円[該当者]

当施設でお受け入れした若年性認知症のご利用者ごとに個別の担当者を定めて対応させていただいた場合に算定。

● **栄養マネジメント強化加算…1日12円**

入所者の栄養状態を適切にアセスメントし、その状態に応じて多職種協働により栄養ケアを作成し、ご家族様にご説明させていただいた日より算定。

● **経口移行加算…1日30円〔該当者〕**

経口移行計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合

● **経口維持加算（Ⅰ）…1月418円〔該当者〕**

現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害や誤嚥を有する入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師・歯科医師・管理栄養士・看護師・介護支援専門その他の職種の者が共同して、食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに経口維持計画を作成している場合であって、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）に基づき管理栄養士等が栄養管理を行った場合。

● **経口維持加算（Ⅱ）…1月105円〔該当者〕**

協力歯科医師機関を定めており、経口維持加算(Ⅰ)において行う食事の観察及び会議等に、医師（人員基準に規定する医師を除く。）歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合、経口維持間(Ⅰ)に加えて算定。

● **口腔衛生管理加算（Ⅱ）…1月115円**

歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月に2回以上行ない、歯科衛生士が介護職員に必要な助言を行い、また相談に応じ、口腔機能維持管理体制を算定している場合に、口腔衛生の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報を活用している場合に算定。

● **療養食加算…1回7円〔該当者〕**

食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されており、入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われている場合、1食を1回として1日につき3回を限度として算定。

● **外泊時費用…1日379円×外泊日数〔該当者〕**

月に6日を限度とし、入所中に外泊をされた場合に算定。なお、外泊初日と最終日は外泊扱いにはなりません。

● **入所前後訪問指導加算（Ⅰ）…1回471円×回数〔該当者〕**

入所期間が1ヶ月を超えると見込まれる者の入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に当該入所者が退所後生活する居宅に訪問し、施設サービス計画の策定及び診療方針を決定した場合に《1回を限度として算定》

(Ⅰ)退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合

● **入所前後訪問指導加算（Ⅱ）…1回502円×回数〔該当者〕**

(Ⅱ)退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合

※上記加算は(Ⅰ)または(Ⅱ)のいずれか一方のみ算定可能

● **試行的退所時指導加算…1回418円×回数〔該当者〕**

入居者をその居宅において試行的に退所させる場合において、施行的な退所時に療養上の指導を行った場合。

● **老人訪問看護指示加算…1回314円〔該当者〕**

退所時に主治医が訪問看護ステーションの指示書を交付した場合に算定。

● **退所時情報提供加算（Ⅰ）…1回523円〔該当者〕**

居宅へ退所後の主治医に対して、診療状況を示す文書を添えてご利用者様の紹介を行った場合に算定。

● **退所時情報提供加算（Ⅱ）…1回262円〔該当者〕**

医療機関へ退所後の主治医に対して、診療状況を示す文書を添えてご利用者様の紹介を行った場合に算定。

● **入退所前連携加算（Ⅰ）…1回627円〔該当者〕**

入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に、入所者が退所後に利用希望する介護支援事業者と連携し、

退所後の居宅サービス等の利用方針を定めた場合

● **入退所前連携加算（Ⅱ）… 1回 4 1 8 円〔該当者〕**

入所期間が1か月を超え、退所し、居宅サービスを利用する場合、診療情報を示す文書を添えて居宅サービスに必要な情報を提供し、サービス調整を行った場合

● **緊急時治療加算… 1日 5 3 4 円〔該当者〕**

ご利用者様の容態が急変した場合、緊急時に所定の処置を提供した場合に算定。

● **所定疾患施設療養費（Ⅱ）… 1日 4 9 7 円〔該当者〕**

肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪について、投薬、検査、注射、処置等を行った場合、医師が感染症対策に関する研修を受講している場合同一の利用者について1月1回を限度とし、1回につき連続する10日間を限度に算定。

● **認知症行動・心理症状緊急対応加算… 1日 2 0 9 円〔該当者〕**

医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に介護保険施設サービスを行った場合(入所した日から起算して7日を限度として算定。

● **再入所時栄養連携加算… 1回 2 0 9 円〔該当者〕**

老健入所者が医療機関に入院し、厚生労働大臣が定める特別食が必要になった場合、老健と医療機関の管理栄養士が相談の上、栄養ケア計画の原案を作成して再入所した場合。

● **退所時栄養情報連携加算… 1回 7 4 円〔該当者〕**

厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者に対し管理栄養士が退所先の医療機関等に対し、当該者の愛用管理に関する情報提供をした場合

● **ターミナルケア加算… 1回 7 6 円（死亡日以前 31～45日）〔該当者〕**

ターミナルケア加算… 1回 1 6 8 円（死亡日以前 4～30日）〔該当者〕

ターミナルケア加算… 1回 9 5 1 円（死亡日前日及び前々日）〔該当者〕

ターミナルケア加算… 1回 1, 9 8 6 円（死亡日）〔該当者〕

● **リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅰ）… 1月 5 6 円**

医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同し、リハビリテーション実施計画を入所者又はその家族に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理し、その内容を厚生労働省に提出し、その情報を活用し、口腔衛生管理加算(Ⅱ)及び栄養マネジメント強化加算を算定している。

● **自立支援推進加算… 1月 3 1 4 円**

医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも6月に1回、医学的評価の見直しを行い、自室支援に係る支援計画等の策定等に参加している。また、少なくとも3月に1回見直しを行い、医学的評価の結果を厚生労働省に提出し、その情報を活用している場合

● **科学的介護推進体制加算（Ⅱ）… 1月 6 3 円**

入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出し、その情報を活用している場合

疾病の状況や薬剤情報等の情報を厚生労働省に提出し、活用している場合

● **安全対策体制加算… 1月 2 1 円**

外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合

● **協力医療機関連携加算… 1月 1 0 5 円**

協力医療機関との間で、入所者の同意を得て、当該入所者等の情報を共有する会議を定期的で開催している場合

● **高齢者施設等感染対策向上加算… 1月 1 1 円**

協力医療機関等の中で進行性感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応した場合

● **生産性向上推進体制加算… 1月 1 1 円**

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行い、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータを提供している場合

● 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）…所定単位数の39/1000

● 特定処遇改善加算（Ⅱ）…所定単位数の17/1000

● ベースアップ等支援加算…所定単位数の8/1000

※ 施設サービス費の利用料は介護保険法規定に基づき、基本1割または（2割・3割）を徴収しております。

※ 地域加算により東大阪市は5級地にて1単位=10.45円となります。

☆ 介護保険の自己負担分が減額となる「高額介護サービス費受領委任払制度」や食事代の負担分が軽減される場合がございます。それぞれご入所時にご利用者様の申請手続きが必要となります。申請等に関しましては1階事務所までお申し出ください。なお、申請されておられない場合は、減額の対象とはなりませんのでご注意ください。

介護サービス費以外の諸経費（利用料及び食事代、居住費）

食費	居住費	1日 あたり	月額 (30日)
朝食 300円 昼食 680円 (おやつ含む) 夕食 600円	650円 (多床室)	2,230円	66,900円
	2,100円 (従来型個室)	3,680円	110,400円

※ 食費・居住費については第1・2・3段階の方は下記に記載させていただいております。

負担限度額区分について

利用者 負担段階	区 分	負担限度額(日額・円)		1日 あたり	月額 (30日)	
		食費	居住(滞在)費			
第一段階	・市町村民税世帯非課税者である 老齢福祉年金受給者 ・被保護者 ・負担限度額が第一段階の基準 を適用すれば、被保護者とな らない者	300	個室	490	790	23,700
			多床室	0	300	9,000
第二段階	・市町村民税世帯非課税者で、 合計所得金額+課税年金収入 が年80万円以下の者 ・負担限度額が第二段階の基準 を適用すれば、被保護者とな らない者	390	個室	490	880	26,400
			多床室	370	760	22,800
第三段階 ①	・市町村民税世帯非課税者で、 合計所得金額+課税年金収入 が年80万円を超え120万 円以下の方	650	個室	1,310	1,960	58,800
			多床室	370	1,020	30,600

第三段階 ②	・市町村民税世帯非課税者で、 合計所得金額＋課税年金収入 が120万円を超える方	1,360	個室	1,310	2,670	80,100
			多床室	370	1,730	51,900

3. その他の料金

(1) 特別な室料等（1日）税込

特別室代	個室代	二人部屋代
8,800円	4,400円)	2,200円

(2) 理美容代（1回）非課税

カット	顔そり	毛染め	パーマ
1,600円	600円	3,600円	3,600円

(3) 洗濯代（1ネット）税込

880円

※ 洗濯は原則としてご家族でお願いいたしますが、ご希望の方は相談に応じます。

◎療養生活において、個人が使用された施設の備品につきましての破損、汚染等があった場合には、実費をお支払いいただく場合があります。

(4) エンゼルケア物品費用 税込

①	エンゼル青梅綿 1袋	110円
②	エンゼル脱脂綿 1袋	132円
③	メイクキット	946円
④	顔・合掌バンド	495円
⑤	エンゼルウェイフォーム	2772円

①②③④ …………… 1650円（税込み）

③④⑤ …………… 4213円（税込み）

在宅復帰・在宅療養支援等指標

下記 A~J の評価項目について、項目に応じた値を足し合わせた値（最高値 90）。

A.在宅復帰率 算定日が属する月の前六月間において、退所者のうち、在宅において介護を受けることとなったもの（当該施設における入所期間が一月間を超えていた退所者に限る。）の占める割合	20：50%を超える場合 10：50%以下かつ30%を超える場合 0：30%以下
B.ベッド回転率 三十・四を当該施設の平均在所日数で除して得た数	20：10%以上 10：10%未満かつ5%以上 0：5%未満
C.入所前後訪問指導割合 算定日が属する月の前三月間において、入所者のうち、	10：35%以上 5：35%未満かつ15%以上

入所期間が一月を超えとも込まれる者の入所予定日前三十日以内又は入所後七日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定（※1）を行った者の占める割合	0：15%未満
D.退所前後訪問指導割合 算定日が属する月の前三月間において、入所者のうち、入所期間が一月を超えとも見込まれる者の退所前三十日以内又は退所後三十日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、当該者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った者（※2）の占める割合	10：35%以上 5：35%未満かつ15%以上 0：10%未満
E.居宅サービスの実施数 訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護について、当該施設（当該施設に併設する病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院を含む）における実施数	5：3つのサービスを実施 3：2種類のサービス（訪問リハ含む）を実施 1：いずれか2種類のサービスを実施
F.リハ職専門の配置割合 当該施設において、常勤換算方法で算定したリハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数を入所者の数で除した数に百を乗じた数	5：5（PT/OT/STいずれも配置） 3：5以上 2：3以上
G.支援相談員の配置割合 当該施設において、常勤換算方法で算定した支援相談員の数を入所者の数で除した数に百を乗じた数	5：3以上（社会福祉士配置） 3：3以上（社会福祉士配置なし） 1：2以上
H.要介護4又は5の割合 算定日が属する月の前三月間における入所者のうち、要介護状態区分が要介護四又は要介護五の者の占める割合	5：50%以上 3：50%未満かつ35%以上 0：35%未満
I.喀痰吸引の実施割合 算定日が属する月の前三月間における入所者のうち、喀痰吸引が実施された者の占める割合	5：10%以上 3：10%未満かつ5%以上 0：5%未満
J.経管栄養の実施割合 算定日が属する月の前三月間における入所者のうち、経管栄養が実施された者の占める割合	5：10%以上 3：10%未満かつ5%以上 0：5%未満

（※1）退所後にその居宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合を含む。

（※2）退所後にその居宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行った場合を含む。

令和6年4月1日より適用